

# 長野県バドミントン協会 倫理規程

## (目的)

第1条 公益財団法人 日本バドミントン協会の倫理規程に準拠し、長野県バドミントン協会（以下「本会」という。）が、本会の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本会関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、役員、顧問、参与、委員会委員、事務局関係者（以下「役員等」という。）及び本会に登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）に適用する。

## (責務)

第3条 本会の役員等及び登録者等は、本会の目的を達成するため、関係法令、本会規約・規程及び加盟団体細則や社会通念及び本会決定事項を遵守し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

## (遵守事項)

第4条 役員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を行ってはならない。

- 2 役員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役員等及び登録者等は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役員等及び登録者等は、経理処理に関し、本会会計規定に基づき適正な処理を行い、流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役員等及び登録者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役員等及び登録者等は、反社会的勢力と関係を持つてはならない。
- 7 本会加盟団体細則を遵守しなければならない。

## (特別委員会の設置及び違反による処分等)

第5条 役員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、本会規約第11条、第13条、第23条、加盟団体細則に基づき、会長は特別委員会を招集し、調査を行う。調査内容は理事会に報告する。

- 2 役員等及び登録者等の処分は、（公財）日本バドミントン協会の倫理規程に準拠し、（口頭注意、文書注意、勧告、有資格停止、除名）当事者の弁明の機会を設けるとともに、特別委員会の調査内容を聴取し、理事会・総会で議決する。
- 3 総会の議決後は、速やかに文書により通知する。
- 4 議決の事由により、長野県スポーツ協会・日本バドミントン協会に報告する。

## (改廃)

第6条 本規程の実施に関し、必要な細則等は、理事長が理事会の承認を得て別に定めることができる。

2 本規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この規程は、平成26年4月13日から施行する。

附則2 この規程は、平成26年12月14日一部改正する。

附則3 この規程は、平成29年2月19日全部改定し施行する。

附則4 この規程は、平成31年2月17日一部改定し施行する。

附則5 この規定は、令和2年7月1日一部改訂し施行する。